

知財コストの削減策(1): 無駄な特許出願が生産される背景

(2014/04/08 作成)

【目次】

- 1.はじめに
- 2.特許出願の多さと会社の業績は結びつかない
- 3.特許は「量」から「質」への転換期にある
- 4.出願件数のノルマ主義は間違いを起こす
- 5.大量の出願件数を支える「商品開発部門」
- 6.出願件数の「多い、少ない」が知財部門の評価
- 7.なぜ、「もやし特許」が生産されるのか
- 8.知財部門は「費用対効果」を明確にする責任がある
- 9.特許権を必要とする国へ出願し、余計な出願はしない
- 10.特許出願国の指定と選定
- 11.日本語で書かれた特許出願用の原稿が、なぜ必要なのか
- 12.ただし、日本人には大きな壁がある！
- 13.たとえば、英語が堪能な中国人弁理士が書いた北京語

1.はじめに

なぜ日本は、無駄な特許出願が多いのかを考える。特許出願の多さが“もやし特許”と呼ばれる弱い特許の乱発に繋がる。日本の人口とGDPであれば、年間30万件の特許出願件数が多いと思う。ではどの位の件数が適切なのか、という基準は持たないが無い、半分ぐらいが適切と考える。なぜなら折角、特許出願しても審査請求されない件数が多いからだ。

もちろん国が「黎明・成長期」にあるのか「成熟・衰退期」にあるのかによって違う。いまの日本は「成熟・衰退期」にある。日本企業は、縮小していく国内市場で、審査請求もされない特許の出願件数を競っている場合ではなかろう。

2.特許出願の多さと会社の業績は結びつかない

「黎明・成長期」は、特許出願の多さが会社の技術力を評価する基準にもなった。国が「成熟・成長期」に入れば、これまでのやり方が通用しなくなるのは当然である。日本は高齢化と少子化の問題を抱え、既に「成熟・衰退期」に入っている。成長の余地は少ない。

成長産業と衰退産業の比率も影響するが、日本の場合は成長産業の比率が低い。例えば成長産業であるIT関連技術の特許出願傾向を俯瞰するだけで世界から出遅れていることが見て取れる。この分野でのグローバル規模の特許係争は、確実に増えていく。

3.特許は「量」から「質」への転換期にある

日本企業は成長の余地がある新興国へ市場を求めて行かざるを得ない。国内出願の件数は減っても海外出願の件数は増える。

ご承知のように海外への特許出願費用は翻訳や現地事務所とのやり取りに膨大なお金がかかる。相手が新興国であれば、さらに厄介となる。日本企業には対処できる人材も金も無い。

誰が特許の出願競争を煽っているのか知らないが、とにかく特許の出願件数で会社や知財部門の評価をすることは止めた方がよい。特許は「量」から「質」への転換を進めるべきである。しかし特許の「質」がわかっていないから話がややこしくなる。

4.出願件数のノルマ主義は間違いを起こす

会社は、出願件数のノルマの掛け方とノルマを掛ける部署を間違えている。日本人は目の前にある現象に促われ本質をみるのが苦手である。物の本質が見えないことにより錯覚を起こすことが結構ある。

例えば、いま市場で競争に煽られている商品は、まだ成長期にあると錯覚をする。しかし技術の面から見れば、既に成熟期、あるいは衰退期を迎えていることが多い。ところが市場での競争（価格と機能追加）が激化しているから、まだ成長期にあると錯覚を起すわけだ。

例えば営業部門からの要望は他社に負けない「差別化商品」の早期開発である。しかし差別化すると言っても既にやり尽くしている現況では難しい。僅かな差別化であっても、やらないと市場では負ける、という恐怖の観念に囚われ、さほど効果ないと思われる差別化技術の開発をせざるを得ない。この差別化技術の開発設計を受け持つ部署が「商品開発部門」である。

5.大量の出願件数をさせる「商品開発部門」

いま会社のR & D部門といわれる部署で、もっとも技術者の数が多いのが、この「商品開発部門」である。どこの会社も同じだが競争と納期に迫われ、彼らは大変忙しい目にあっている。開発テーマは、今ある商品のちょいとした「改良・応用技術」のオンパレードである。知財部門が特許の出願ノルマを課し、あるいは頼りにしているのが、この「商品開発部門」である。

なぜ頼りにされるのか？それは考案といわれる（発明には成りにくい）技術が短期間でたくさん生まれるからである。この「考案技術」を無理に「発明技術」にデッチあげ、特許として出願するから

「ロク」でもない特許がたくさん生まれる。つまり苦し紛れの「もやし特許」が生産されるのである。願わくは、もっと上流の研究開発部門から多くの発明提案書が出てくる仕組みの方が望ましい。

6.出願件数の「多い、少ない」が知財部門の評価

知財部門は発明者から提出される発明提案書を受けても発明評価をする時間もなく即出願をして、件数ノルマを達成させて、ハイ！おしまいである。だからといって無責任にはなれない。

特許として出願をしたからには“なんとしてでも特許を取るのだ”とムキになる。いま流行の「パチンコサギ」と同じだ。

まず5万円を払ったらパチンコの攻略法を教える、それでもダメだったら、あと5万円出せば秘訣を教える、更にダメだったら、今度は10万円出せば秘勝法を教える、という具合にエスカレートして金をつぎ込んでいくが効果は小さい。ここで「知財川柳」をひとつ“数を出せ、パチンコ好きの、知財マン”。

7.なぜ「もやし特許」が生産されるのか

その結果、特許庁審査官の言うとおりに、権利範囲の減縮を重ねて、多くの時間と金を払って「もやし特許」を取って気休めをするしかない。「もやし特許」をいくら取ったところで金は掛かるが役には立たない。特許を取得したというステータス、勲章だけでしかない。こんなもの単なる「紙クズ」に等しい。

しかも、この「もやし特許」を、そのまま忠実翻訳をして（意味不明文はそうするしかないが）外国へ出願をする。いくら成り行きとはいえ、あまりにも酷い仕業（ファーム）である。幸いなことに（？）会社の上層部は“知財のことは、ようわからん、君たちにまかせたよ”というスタンスで関心が小さい。

8.知財部門は費用対効果を明確にする責任がある

知財部門は投資対効果を「見える化」する必要がある。つまり無駄なところに金をかけないで、どこにお金をかけるべきか、かけるべき部分を明確にすべきである。

会社は経費削減を押し付けるだけでなく技術者の発明能力を高める教育と支援策に「知財埋蔵金」を投資をすべきである。それが特許の「質」を向上させることに繋がる。

ここで「知財川柳」を紹介、

- ①”登録証、増やすだけが、やりがいだ” ② “人と金、件数稼ぎで、無駄使い”
- ③ “出願は、保険と同じ、掛け捨てだ” ④ “中身より、件数評価の、ダメ知財”
- ⑤ “出願は、何のために出す、予算消化” ⑥ “明細書、質よりカズだ、カスばかり”
- ⑦ “警告書、きたら和解だ、予算とり” ⑧ “意味不明、誰が書くのか、迷彩書”

9.特許権を必要とする国へ出願、余分な出願はしない

国際出願する場合は、PCT(国際出願条約)経由が多く採用されている。英語圏への出願であれば、英語の特許出願明細書を、ダイレクトに作成するのが最良の方法である。とりあえず出願指定国に日本をいれておけばよい。日本への出願が必要となれば、そのときに出願すれば済むことである。

中国への単独出願であれば、やはり中国の特許出願明細書をダイレクトに作成するのが良策である。中でも中国実用新案の出願は、ダイレクトに「中国実用新案出願明細書」を作成することを薦める。

10.特許出願国の指定と選定

まず、日本国内だけに出願する「発明技術」と、外国にも出願される発明技術の仕分けが必要である。国内だけ、あるいは国内と外国へ出願されるケースであれば「日本特許出願明細書」が必ず作成される。国内出願の予定がなく特定の国だけへ出願されるケースであれば、あえて「日本特許出願明細書」を作成する必要はない。

11.日本語で書かれた特許出願用の原稿が、なぜ必要なのか

特許出願用の原稿が日本語でないと、社内での発明技術の確認、チェックが難しい、つまり原本として日本語の原稿が、とりあえず必要ということであろう。これは「日本特許出願明細書」を作ることと等しい。発明者が作成する「発明提案書」では、なぜ駄目なのかを検証して改善すれば済むことである。

「発明提案書」わざわざ時間とお金を掛けて、日本国へ出願できる状態の日本語原稿を作成したから、折角だから、日本国へも出願しておこう、という考えになっている側面があるとすれば、実に勿体無い、無駄なことである。

12.ただし、日本人には大きな壁がある！

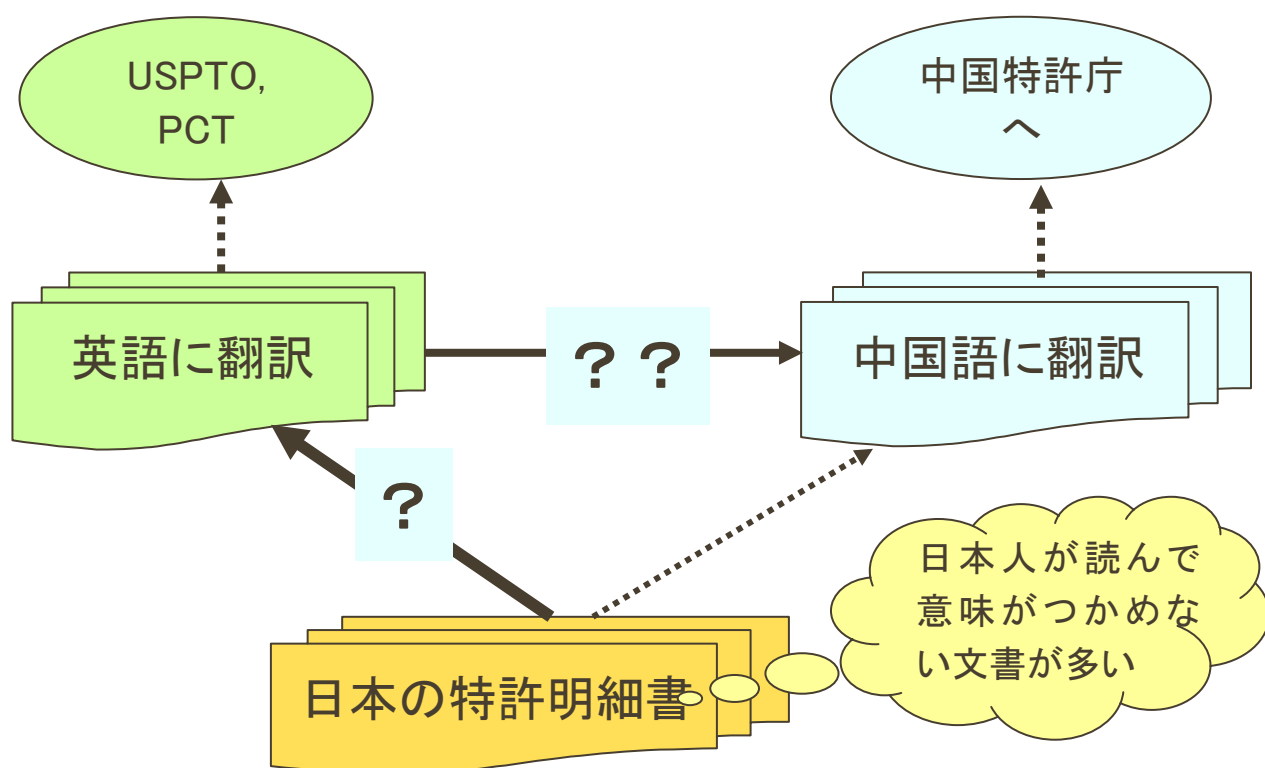
では、いきなり英語で、あるいは中国語でそれぞれのネイティブな「特許出願明細書」が日本で作れるのかということになれば、現状では無理だと思う。

ではどうすればよいのか、それは英語と互換性が取れる「伝わる日本語、訳せる日本語」すなわち「平明な日本語」で「特許出願用の原稿（発明仕様書）」を作成することである。

ここで言う、発明仕様書とは発明者がみずから書く「発明提案書（届書）」のことである。では、どのような「発明提案書」を書けばよいのか、知的財産活用研究所が持っている創造技法、「MC法」を活用することで、世界で通用する「グローバル特許明細書」つくりへ繋がるのではなかろうか、と考えている。

13.たとえば、英語が堪能な中国人弁理士が書いた北京語

英語が堪能な中国人弁理士が書いた北京語であれば、英語をはじめ多言語へ戻すのは比較的やさしいと言われている。「中⇄英」機械翻訳ソフトの支援も受けられやすい。翻訳精度は「日→英」よりは遥かに良い。いずれにせよ原本となる「特許出願明細書」は他言語と互換性があるものにしないと翻訳後のチェックや審査官との余分な中間手続き処理などで、お金がどんどん掛かる。英語が得意な日本人弁理士であれば分かりやすい英語型の日本語で書くことは容易なことだと思うが、いかがであろうか。



「このように改善すれば世界各国と共通の特許明細書が作れる」

